

# 放射線管理区域内で就労する従業者の管理の 徹底に関する調査結果について（追加報告）

平成 20 年 7 月 4 日

東京電力株式会社

## 目的

平成 20 年 6 月 5 日付経済産業省原子力安全・保安院指示文書「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について」にもとづき、実施した以下 2 項目の調査結果を報告した。(平成 20 年 6 月 18 日報告済み)

- ( 1 ) 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果
- ( 2 ) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

その後、平成 20 年 6 月 24 日付経済産業省原子力安全・保安院指示文書「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について(追加指示)」をうけたことから、これにもとづき、以下 3 項目について追加並びに補足報告する。

- ( 1 ) 身分を偽って放射線管理区域内で就労している者の有無の確認
- ( 2 ) 再発防止策
- ( 3 ) 確認不能な者についての登録解除等

## 調査方法

- ( 1 ) 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み

原子炉施設保安規定及び関連マニュアルにもとづき、当社原子力発電所の放射線管理区域内で就労する際の、放射線業務従事者の指定及び管理区域立入許可申請手続きを確認し、本人確認の仕組み及び運用状況を確認した。

- ( 2 ) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

### a . 調査対象者

平成 20 年 6 月 5 日時点での当社原子力発電所における協力企業及び受け入れ社員の放射線業務従事者 12,543 名

	放射線業務従事者数			合計
	協力企業 (調査対象)	社員		
		受け入れ 社員 (調査対象)	受け入れ 社員を除く	
福島第一原子力発電所	5,412 名	58 名	1,001 名	6,471 名
福島第二原子力発電所	2,259 名	32 名	635 名	2,926 名
柏崎刈羽原子力発電所	4,671 名	111 名	1,123 名	5,905 名
合計	12,342 名	201 名	2,759 名	15,302 名

社員(受け入れ社員を除く)は、採用時に学校の発行する卒業証明書等と面接による本人確認が行われていることや当社の発行する写真付き社員証及び健康保険証による確認が可能であることから調査対象から除外した。出向などによる受け入れ社員については、出向元による本人確認はされていると考えているが、今回の指示をうけて念のための追加調査の対象とした。

### b . 本人確認手順

当社が放射線管理区域への入域のための ID カードを発行するための社内システムから調査対象者を抽出し、リスト化を行い、当社から各元請会社に対して調査対象者の本人確認依頼(リストを配布)を行った。

各元請企業にて本人確認を実施する手順は以下のとおりとした。なお、元請企業が下

請企業に依頼する場合には、元請企業が立会いを行った。

確認の実施者は、対象者から写真入り公的証明書（運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード（以下、住基カードという）船員手帳、外国人登録証明書に限定）の原本の提示をうける。これらの写真入り公的証明書がない場合は、地方自治体が発行する「住民票の写し」の原本（地方自治体が発行する「住民票記載事項証明書」の原本を含む、以下、「住民票原本」という）と健康保険証などの公的有資格者証の原本の提示をうける。

提示の原本で本人確認を行い、当社が配布した抽出リスト及び放射線管理手帳の氏名・生年月日の確認を行う。

提示を受けた原本は、本人の了解のもと、写しを取る。

なお、受け入れ社員については、当社が本人確認を行った。

当社は各元請企業から上記の確認結果を記入したリスト及び証憑書類（各対象者からの提示をうけた証明の写し）の提出を受け、当社社員が確認対象となる者の全数（本人確認できなかった18名を除く）について、その確認結果のリストと証憑書類を照合することにより確認を行った（添付資料 - 1）

## 調査結果

### （1）放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果

#### a．本人確認の仕組み

放射線管理区域内で就労する者の放射線管理区域への出入管理については、原子炉施設保安規定（第95条 管理区域への出入管理）で、管理区域への立入許可に係る事項を定め、それにもとづいて、許可を与えることを規定している。また、原子炉施設保安規定にもとづき定める「管理区域立入者登録管理マニュアル」に従って、放射線管理手帳の記載内容と放射線業務従事者登録申請書の記載内容との照合を行うこととしている。なお、この放射線業務従事者登録申請書の様式については、各発電所で定める手順書に規定しており、運転免許証、パスポート、放射線管理手帳、写真付有資格者証、写真付社員証を本人確認として用いる様式としていたが、本人確認を行うことを当該マニュアル・手順書の本文には明記していなかった。

なお、放射線管理手帳の交付を受ける際には、雇用主が公的証明書（運転免許証、住民票記載事項証明書、パスポート、写真付有資格者証等個人を確認できるもの）で本人確認を行うとともに、18歳以上であることを確認した上で、手帳発効機関に放射線管理手帳の申請を行う仕組みとなっている。（添付資料 - 2）

#### b．仕組みの確認結果

本人確認の運用状況については、管理区域立入者登録管理マニュアルに基づいて運用されていることを業務実施担当者への聞き取りにより確認し、上記の仕組みどおり本人確認が行われていることを確認した。なお、本人確認として実施するものとしては、放射線管理手帳の場合には入域実績のあるもの、様式に記載している本人確認の方法がない場合には、元請企業代表者と所属企業代表者の証明により本人確認を認める運用とされていた。

しかしながら、放射線管理手帳が本人であり、18歳以上であることが確認できる書類と捉え、申請者（元請会社）からの申請に対して、「申請書」の記載内容及び放射線管理手帳の記載内容を確認し、同一であると確認しているため、放射線管理手帳で本人確認を行った場合には、放射線管理手帳に記載されている個人識別情報が詐称されている場合、それが詐称されているかどうか判断できない仕組みになっている。

(2) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

平成 20 年 6 月 5 日時点での当社原子力発電所における社員（受け入れによる社員以外）を除く放射線業務従事者全員（対象者 12,543 名）について上記 - (2) - b . の手順により本人確認作業を行った。

その結果、本人確認できた 12,525 名（全対象者の約 99.9%）の放射線業務従事者の中には、18 歳未満の者がいないことを確認した。なお、7 月 2 日までに本人確認ができなかった者については、放射線管理区域に入域できないような措置（放射線業務従事者の登録解除）を講じた。これらの未確認者については、放射線業務従事者としての登録解除を行ったこと、今後、放射線業務従事者として登録する際には、管理徹底しているため、不正な方法により登録されることはないと考えるが、今後も可能な限り、継続的に調査を行い、不正が判明した場合には、報告を行うこととする。

(7/3 現在)

	確認者数	未確認者数	合計
福島第一原子力発電所	5,459 名	11 名	5,470 名
福島第二原子力発電所	2,286 名	5 名	2,291 名
柏崎刈羽原子力発電所	4,780 名	2 名	4,782 名
合計	12,525 名	18 名	12,543 名

受け入れ社員の 1 名を含む

なお、平成 20 年 6 月 5 日時点では放射線業務従事者ではないが、同様の事案として、18 歳未満の者が平成 20 年 1 月 18 日から 1 月 31 日まで福島第一原子力発電所の放射線管理区域内で就労していた事案を確認した。（平成 20 年 6 月 12 日公表済み）

また、18 歳未満の就労がないことを当社として確認しているが、高年齢者 1 名について生年月日の不一致が確認された。なお、この不一致の生年月日で複数の放射線管理手帳が発行されていないことを放射線従事者中央登録センターのデータにより確認した。

## 現時点における措置

(1) 今回の調査対象者の取扱い

平成 20 年 7 月 2 日までに、本人確認が未実施の者については、平成 20 年 6 月 24 日付経済産業省原子力安全・保安院指示文書「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について（追加指示）」のとおり、当社放射線管理区域での放射線業務従事者の登録の解除の措置を行い、放射線管理区域内への入域を禁止した。

なお、平成 20 年 6 月 17 日夕刻までに本人確認が未実施の者については、本人確認が済むまでの間、原則として、機械的出入禁止措置をかけていた。（平成 20 年 6 月 18 日報告済み）

(2) 放射線業務従事者登録手続きの取扱い

放射線管理区域内での 18 歳未満の者の就労があったことに鑑み、本人確認の調査の依頼に際して事案の概要及び厳正な本人確認の実施について関係者に周知を行った。

また、平成 20 年 6 月 5 日以降、放射線業務従事者の登録手続き時に行う本人確認に使用する証憑書類を以下に限定し、放射線業務従事者に登録するときの窓口での原本による確認を徹底した。

運転免許証

パスポート

住基カード

外国人登録証明書

上記のいずれも所持していない場合は、「住民票原本」と公的有資格者証の組み合わせ

## 再発防止対策

当社においては、マニュアルに規定するまでの間、上記 - ( 2 ) の取扱いを継続実施し、本人確認を厳格に実施していく。これについて、平成 20 年 6 月 24 日付経済産業省原子力安全・保安院指示文書「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について(追加指示)」の指示のとおり、原子炉施設保安規定にもとづき定める「管理区域立入者登録管理マニュアル」に放射線業務従事者の登録手続き時に行う本人確認に使用する証憑書類を以下に限定することを明記することとする(平成 20 年 7 月中に実施予定)。(添付資料 - 3)

運転免許証

パスポート

住基カード

外国人登録証明書

上記のいずれも所持していない場合は、「住民票原本」と公的有資格者証の組み合わせ

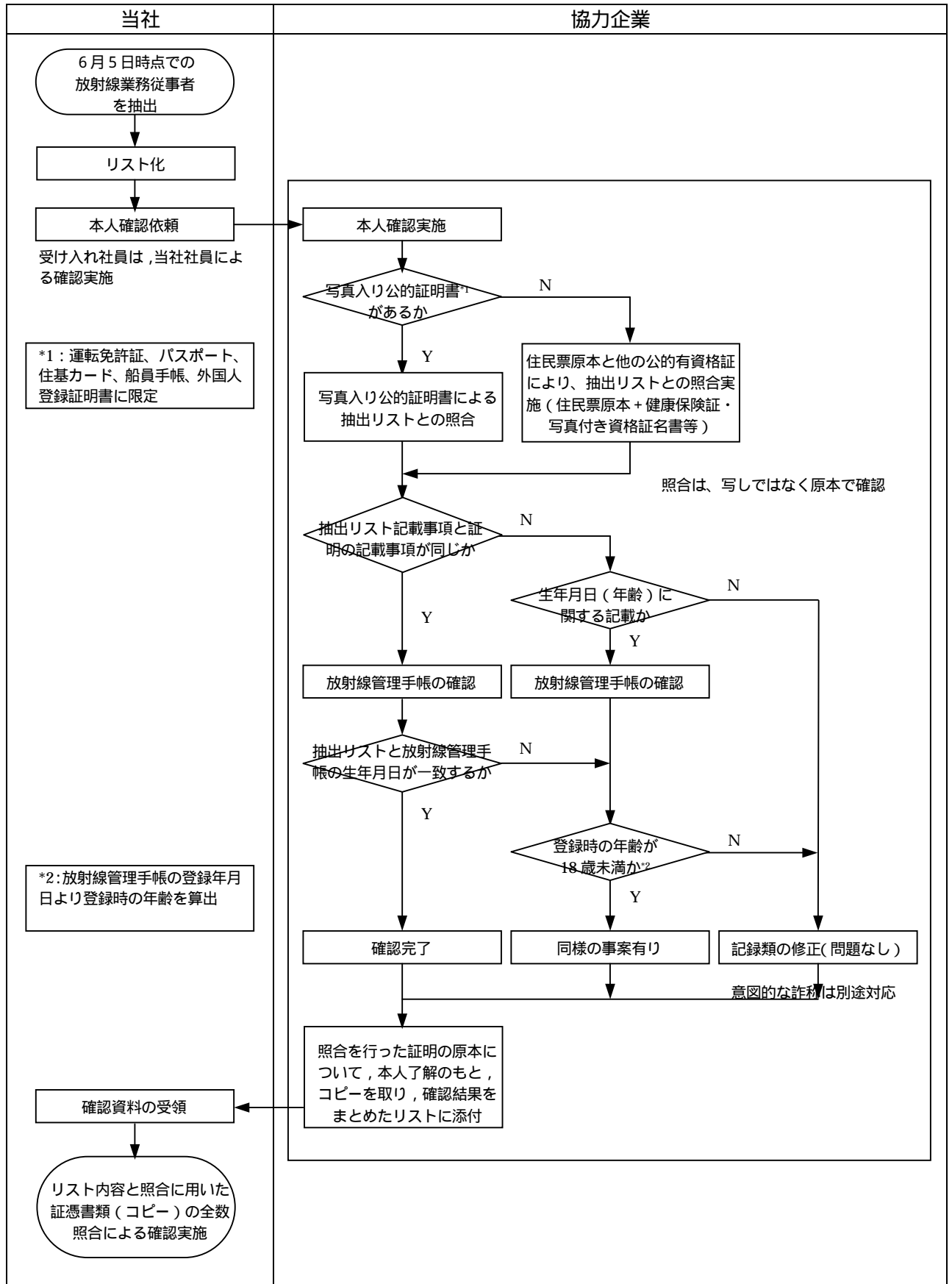
加えて、放射線管理手帳制度における一連の手続きにおいて本人確認をより厳格化することなど、放射線管理手帳の不正な取得を防止するための方策について、関係機関と検討していく。

なお、平成 20 年 6 月 16 日付で、放射線従事者中央登録センターから手帳発効機関に対し、「放射線管理手帳発行時における個人識別項目の確認の徹底について(お願い)」が発出されている。

手帳取得申請の際に雇用主が確認した公的資料については、申請の受け側である手帳発効機関においても、原則として原本を直接確認し不正等のないことを再確認することのお願い

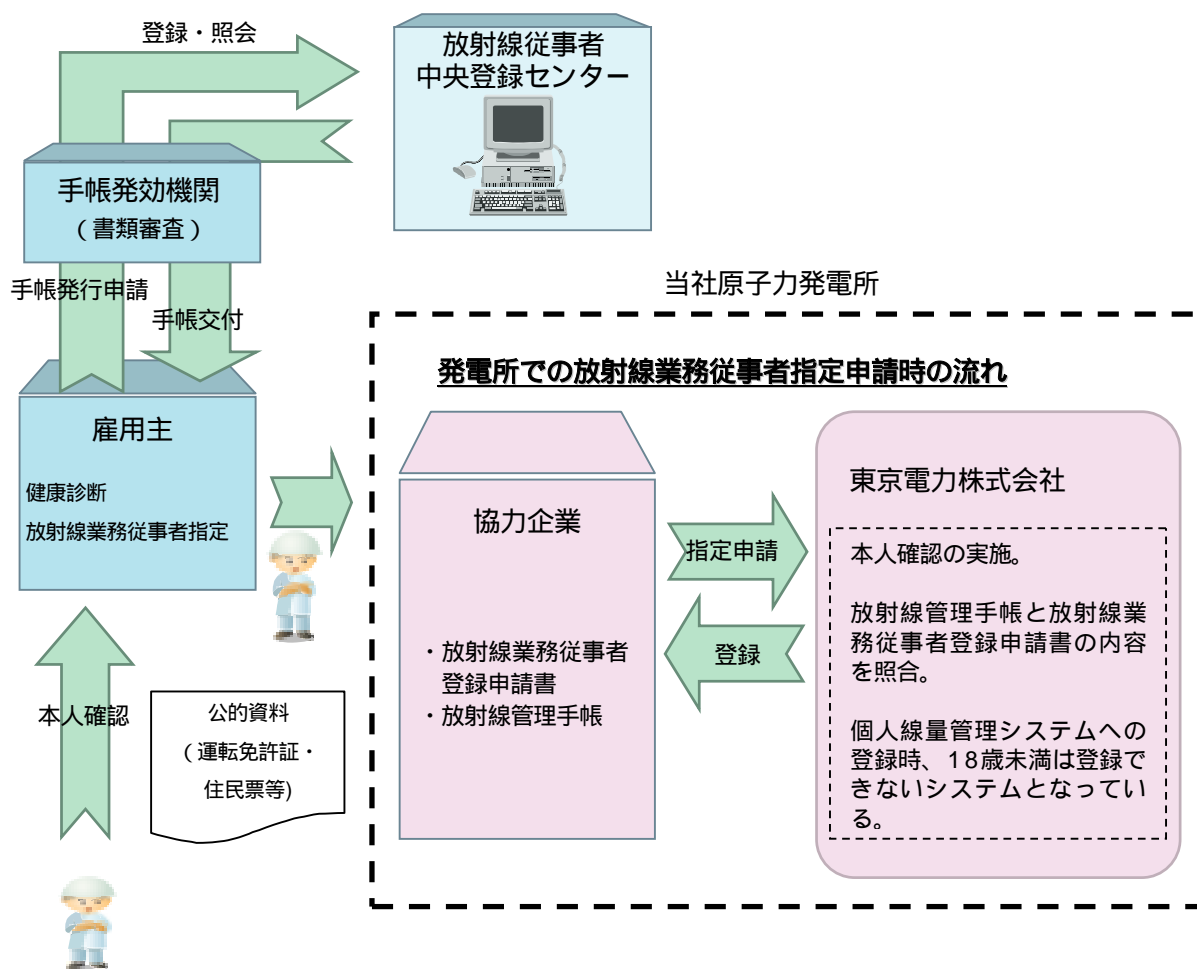
以 上

放射線管理区域内で就労する従業員の本人確認フロー



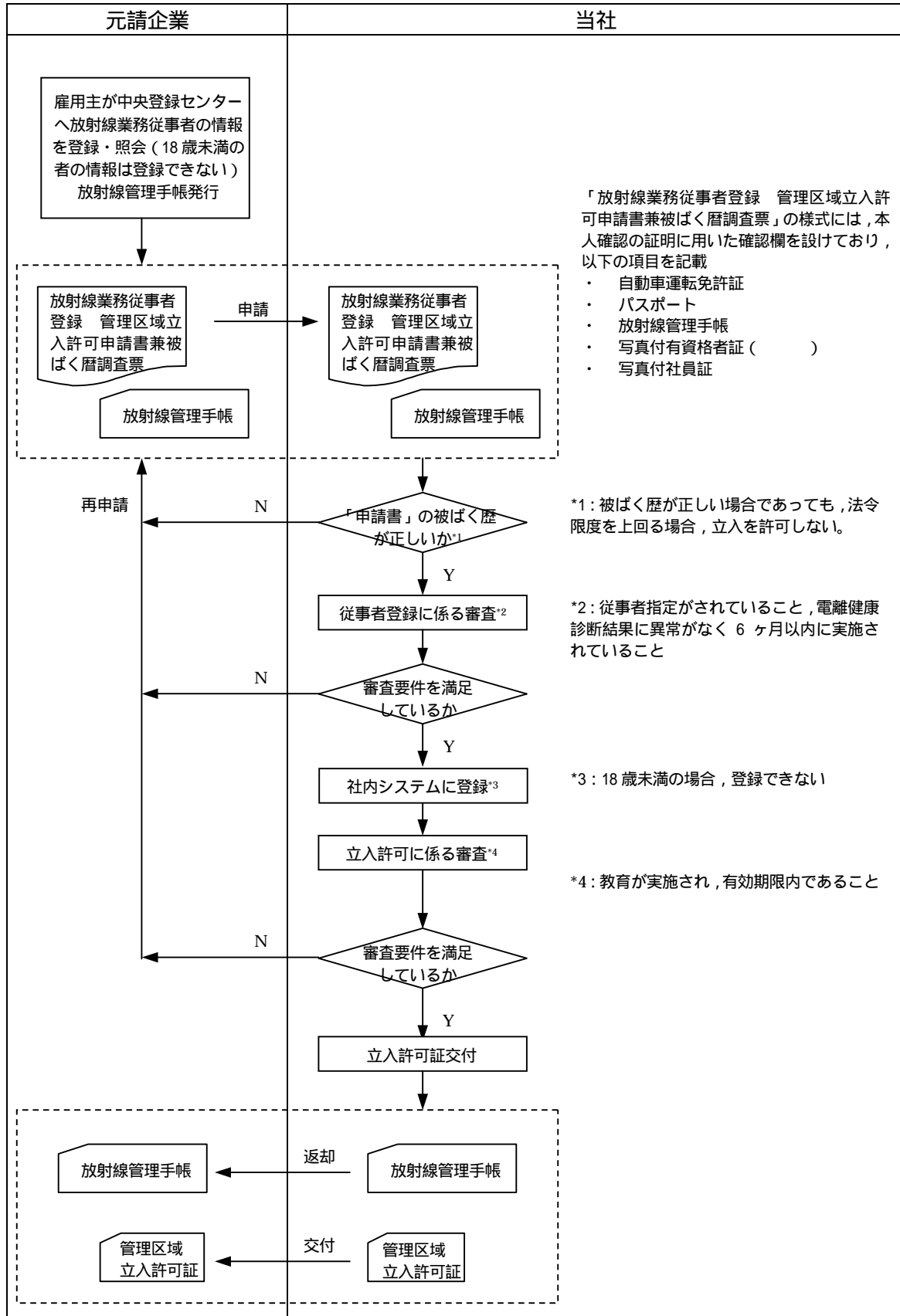
本人確認の仕組み

放射線管理手帳発行の流れ



現状 (6月4日以前)	放射線業務従事者の登録手続き時に 運転免許証、 パスポート、 放射線管理手帳 (入域実績のあるもの)、 写真付有資格者証、 写真付社員証、 いずれもない場合には元請企業代表者と所属企業代表者の証明で本人確認
今後 (6月5日以降)	放射線業務従事者の登録手続き時に行う本人確認に使用する証憑書類を 運転免許証、 パスポート、 住基カード、 外国人登録証明書、 上記のいずれも所持していない場合は、「住民票原本」と公的有資格者証の組み合わせに限定し、放射線業務従事者に登録するときの窓口での原本による確認を徹底

管理徹底前の従事者登録時の本人確認フロー





管理徹底後の従事者登録時の本人確認フロー

